



日本学生支援機構奨学金 在学猶予制度の取扱変更について

日本学生支援機構の奨学金は、貸与終了後も進学や休学等により引き続き在学を継続する場合、願い出ることによって奨学金の返還期限を猶予することができます。この制度は本来、在学中の返還を猶予することにより貸与終了者が学業に専念して将来の返還に備えることを目的とするものですが、制度を悪用し返還を制限なく先送りにするケースが増加したことを踏まえ、在学猶予制度の取扱いを変更し、適用期間を設けることとする旨、日本学生支援機構より通知がありました。

については、以下のとおり在学猶予制度の取扱いが変更となりますので、該当者は確認してください。

【変更点】

- 在学猶予制度の適用期間： 無制限 → 最長 10 年

【対象者】

- 採用年度にかかわらず全ての奨学生

【適用期間】

- 2020 年 3 月以前に承認された在学猶予年数に関わらず、2020 年 4 月以降通算 10 年まで
- 複数の奨学生番号を保有する場合、奨学生番号ごとに適用